

次期新宿区総合案内用AIチャットボット構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は次期新宿区総合案内用AIチャットボット構築・運用保守業務の受託候補者を選定するためのプロポーザルを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(件名)

第2条 プロポーザルの件名は「次期新宿区総合案内用AIチャットボット構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル」とする。

2 選定した事業者に対する委託件名は「次期新宿区総合案内用AIチャットボット構築・運用保守業務委託」とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区とは新宿区をいう。
- (2) 総合政策部長とは、新宿区総合政策部長をいう。
- (3) 参加予定者とは「次期新宿区総合案内用AIチャットボット構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル参加申請兼誓約」を参加申請フォームで送信したものをいう。
- (4) 参加者とは第9条で定める書類を企画提案書等提出フォームで提出した者をいう。

(募集要項の公表)

第4条 区は、「次期新宿区総合案内用AIチャットボット構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル実施要項」を令和8年1月21日（水）に区公式ホームページに掲出し、公表する。なお、公表をもって公募開始とする。

(プロポーザルの実施内容)

第5条 次期新宿区総合案内用AIチャットボット構築・運用保守業務に係る企画案を募り、最良の企画提案業者を受託候補者として選定するものである。

(応募資格)

第6条 参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時までに以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者がAIチャットボットに関する知識及び技術を有し、令和4年度以降、業務責任者による区市町村での類似業務の実績があること。
- (2) 別紙「次期新宿区総合案内用AIチャットボット構築・運用保守業務委託企画提案参考仕様書」に基づく業務を行えること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参

加資格を取得していること。

- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

（参加手続き）

第 7 条 当該プロポーザルに参加する意思の確認は、令和 8 年 2 月 3 日（火）午後 5 時までに参加申請フォームにより、参加申請及び誓約させることにより行うものとする。

2 参加申請フォームに、会社概要をアップロードし添付するものとする。会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

（参加の辞退）

第 8 条 参加者及び参加予定者は、前条に規定する申請をしてから本実施要領第 16 条に規定する事業者の選定があるまでの間、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

2 参加者による前項の辞退は、当該辞退の理由を付して、「参加辞退書」（第 8 号様式）を事務局へ提出するものとする。

（企画提案書等の作成及び提出方法）

第 9 条 プロポーザルに応募する参加予定者は、次の各号により企画提案書、企画提概要書（第 1 号様式）、仕様確認書（第 2 号様式）、見積書（第 3 号様式）の電子データを企画提案書等提出フォームにアップロードする。

- (1) 提出期限は、令和 8 年 2 月 10 日（火）午後 5 時とし、提出期限までに書類の提出がない場合には、辞退したものとみなす。
- (2) 提出方法は企画提案書等提出フォームへのアップロードによる送信とする。

（企画提案書の仕様）

第 10 条 企画提案書は、「次期新宿区総合案内用 A I チャットボット構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル募集要項」の各指示に基づき作成するものとする。

（参加予定者の質問）

第 11 条 参加予定者は総合政策部長に対し、プロポーザルに係る事項について、質問フォームにより質問を行うことができる。

- 2 質問は、令和8年2月3日（火）午後5時までに事務局へ送信するものとする。
- 3 提出方法は質問フォームによる送信とする。
- 4 第1項の質問に対する回答は、令和8年2月5日（木）午後5時までに、事務局が区公式ホームページに掲載する。

（聞き取り調査）

第12条 提案書類の受領後、受託候補者の選定までの間、必要に応じて、参加者に聞き取り調査を行う。

（選定委員会）

第13条 企画提案書に対する評価及び選定を行うため、次期新宿区総合案内用A I チャットボット構築・運用保守業務委託に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 選定委員会の構成員、選定方法その他必要な事項は、「次期新宿区総合案内用A I チャットボット構築・運用保守業務委託に係る業者選定委員会実施要領」による。

（第1段階評価）

第14条 選定委員会は、提出された企画提案書等に不備がない応募事業者について、企画提案書をもとに第1段階評価（書類選定）を行い、第2段階評価を行う事業者を選定する。

- 2 総合政策部長は、前項により選定された第2段階評価を行う事業者に対して、第1段階評価通過通知書（第4号様式）により、第2段階評価に係る選定の実施日等を通知する。
- 3 総合政策部長は、第1段階評価の結果、選定されなかった事業者に対しては、第1段階評価不通過通知書（第5号様式）により、不採用となったことを通知する。

（第2段階評価）

第15条 選定委員会は、前条第2項により選定された第2段階評価を行う事業者を対象に、総合政策部長が指定する日時及び場所（令和8年3月12日（木）、新宿区役所本庁舎内会議室にて行うことを予定しているが、変更となる場合がある）において、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定を行う。なお、プレゼンテーションでは企画提案書による説明のほか、実際のデモ画面を使用した操作画面の説明を行うものとする。

- 2 前項のプレゼンテーション及びヒアリングについては、「次期新宿区総合案内用A I チャットボット構築・運用保守業務委託」の業務責任者が行うものとし、出席者は、業務責任者及び同行者をあわせて最大で5名以内とする。

（受託候補者の選定）

第16条 選定委員会は、特別の事情があると総合政策部長が認めた場合を除き、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価点（以下、合計評価点という。）に、見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

- 2 前項により選定する受託候補者は、提出した見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者

とする。

3 選定委員会は、二段階評価において参加者が1事業者のみとなった場合、合計評価点が第1段階評価及び第2段階評価の総点数の6割に達していた場合、当該参加者を受託候補者として選定できるものとする。

(委託する事業者の選定及びその通知)

第17条 総合政策部長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類によりその結果を通知する。

- (1) 選定された事業者に対しては、採用通知書（第6号様式）により、採用となったことを通知する。
- (2) 選定されなかった事業者に対しては、不採用通知書（第7号様式）により、不採用となったことを通知する。
- (3) 前号の不採用通知書（第7号様式）には、不採用の理由を付す。
- (4) 選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳を区公式ホームページにて一年度間公表する。

(参加経費等)

第18条 プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担する。

- 2 本実施要領第7条第2項及び第9条により提出された会社概要及び企画提案書等については、区の所有物として区が適切に管理及び廃棄し、参加者又は参加予定者への返却は行わない。
- 3 企画提案書等の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となる。
- 4 企画提案書等の提出物に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- 5 企画提案書等の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。
- 6 採用された企画提案書等の内容については、区は受託者と協議のうえ、変更することができる。

(参加者の失格)

第19条 参加者が次の各号に該当した場合には、失格とする。

- (1) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

(事務局)

第20条 プロポーザルの事務局は区政情報課に置く。

(疑義の決定等)

第21条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義が生じたとき、又は、本実施要領に定めのない事項については、総合政策部長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年1月21日から施行する。

この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。